

(案)

資料2

草津市告示第 号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 涉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

草津市駒井沢町の一部、平井町の一部、川原二丁目の一部、川原町の一部、上笠一丁目の一部、野村五丁目の一部、下笠町の一部、木川町の一部、矢橋町の一部、野路町の一部、西矢倉三丁目の一部、山寺町の一部

3 図書の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市都市計画部都市計画課